

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年6月6日付けで行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）5条1項及び法施行規則（以下「省令」という。）18条の規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

本件児童は、4歳まで一言も話せず、今も片言の短い言葉しか話すことができずに、意思の疎通も難しい。危険なことが分からず赤信号でも道路に飛び出し、排尿もコントロールができず、おもちゃを利用している。本も読めず、字を書くことも絵を描くこともできない。周囲の子どもの言葉が理解できず、軽度知的障害の子どもと一緒に特別授業を受けても、本件児童だけ付いていけな

い。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月14日	諮問
平成28年12月16日	審議（第4回第3部会）
平成29年1月27日	審議（第5回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法2条1項は、「20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

そして、政令1条3項の規定に基づき、政令別表は、各級の障害の状態を定めており、障害の各種別における障害程度の認定については、認定要領別添1として、認定基準が定められて

いる。

認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、その定めるところは、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものである。

- (2) 本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

そして、政令別表及び認定基準（第 7 節・1）によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされ、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を 1 級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を 2 級と認定するものとされている。

さらに、認定基準において、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ（第 7 節・2）、区分ごとに認定の基準が定められている。

- (3) 省令 1 条は、認定の請求を行う場合、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法 2 条 1 項に規定する状態にあることに関する医師等の診断書等（省令 1 条 2 号）を添えて都道府県知事に提出することを定めており、認定要領 2・(4)によれば、障害の認定は、同診断書等によって行うこととされているから、本件の場合も、本件診断書に記載された症状を基に、認定基準により認定を行うこととなる。

また、認定要領は、障害の認定に係る審査について、都道府県には、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（本件においては、審査医）を置くこととしている（認定要領 3・(1)）。

- 2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名は、「精神運動発達遅滞、自閉症スペクトラム」とされている（別紙 1・1）ことから、本件児童の障害については、認定基準における精神の障害の各区分（上記 1・(2)）のうち、「知的障害」（認定基準第 7 節・2・D）又は「発達障害」（同 E）の基準に基づき判定することになる。

なお、認定基準によれば、「知的障害」及び「発達障害」のいずれについても、認定対象となるその他の精神疾患が併存している場合については、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するものとされ、また、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるものとされている（認定基準第 7 節・2・D・(3)及び(4)並びに E・(2)及び(4)）。

(1) 知的障害の認定基準による検討

まず、知的障害の基準に基づき検討すると、認定基準は、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を 1 級、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を 2 級と例示した上で、精神発達遅滞の程度について、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級

に相当すると考えられる。」としている（認定基準第7節・2・D・(2)）。

これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、「知能指数又は発達指数」（別紙1・6）については、「田中ビネーV」検査による知能指数が69とされ、判定についても「軽度」と記載されていることからすると、「現実生活において発揮可能な能力としてはこの数値よりも低い状況と考えられる。」とされていることを勘案しても、障害としては、おおむね知能指数50以下のものに相当するとされる2級に比して、軽度であると判断される。

(2) 発達障害の認定基準による検討

そこで、次に発達障害の基準に基づき検討すると、認定基準は、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う」（認定基準第7節・2・E・(2)）ものとした上で、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示している（認定基準第7節・2・E・(3)）。

これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、日常生活能力の程度（別紙1・12）は、食事を除き、ほぼ全介助であるが、他方、「生活動作の獲得は緩慢であり」とされていることからすれば、徐々にではあるが、生活動作の獲得が行われているものと認められる。

また、「発達障害関連症状」（別紙 1・7）について、「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」に該当するとあるが、「簡単な言語によるやりとりは可能」（別紙 1・5・(1)）とされている。一方で、「限定した常同的で反復的な関心と行動」に該当し「興味対象が限られ、自分のペースでやりたい行動を行おうとするため、指示に対してはかなり抵抗が強くかんしゃくに至ることもある。」（別紙 1・7）及び「気分の切り替えの難しさ・常同性・相互性の低さなど自閉症スペクトラムに属する特性が顕在化してきている。」（別紙 1・5・(1)）との記載はあるが、自閉その他の「精神症状」（別紙 1・9）には該当しないものとされ、具体的症状の記載はない。

「問題行動及び習癖」（別紙 1・10）については、「興奮」、「多動」、「排泄の問題 尿失禁、便失禁」及び「食事の問題 大食」に該当するとしつつ、具体的な症状としては「自ら冷蔵庫を開けて食事・補食以外の時間も食べようとしてしまうため監督が必要である。」との食事の問題に係る記載があるのみであり、不適応行動について、自閉症特有のパニックや著しい多動があるとまでは判断することができない。

これらの点を勘案すれば、上記の「対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受ける」との発達障害の特性に鑑みても、本件児童について、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とされる 2 級までに至っているとは判断し難い。

- (3) 以上のことから総合的に判断すると、本件児童の障害の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2 級）に至ってい

るとまでは認められない。

そうすると、審査医が、本件診断書の記載から判断し、本件児童について「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている」及び「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」とした上で、政令別表に規定する障害等級には該当しないとした審査結果は、不合理なものとは認められず、これに基づいて処分庁が本件児童の障害は法2条1項に規定する障害程度に該当しないとして行った本件処分を、違法又は不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件児童に係る具体的な障害の状況について主張するほか、反論書においては、本件診断書に「実生活上の困難は遥かに高度」と記載されているのは食事の問題があるからだけではなく、本件児童は「常に嚴重な注意を必要とする」状態であって、本件処分は違法又は不当であると主張する。

しかし、前述（1・(3)）のとおり、認定要領2・(4)によれば、障害の認定は、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師等の診断書等により行うこととされており、請求人が本件請求書に添付した本件診断書によれば、本件児童の障害は上記状態に該当しないとした本件処分について、違法又は不当なものとは認められないことは上記（2）のとおりであるから、本件児童の状況について請求人が主張するような事実があったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当であるということにはならず、請求人の主張には理由がないと言うほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 (略)

別紙2 (略)